

早わかり

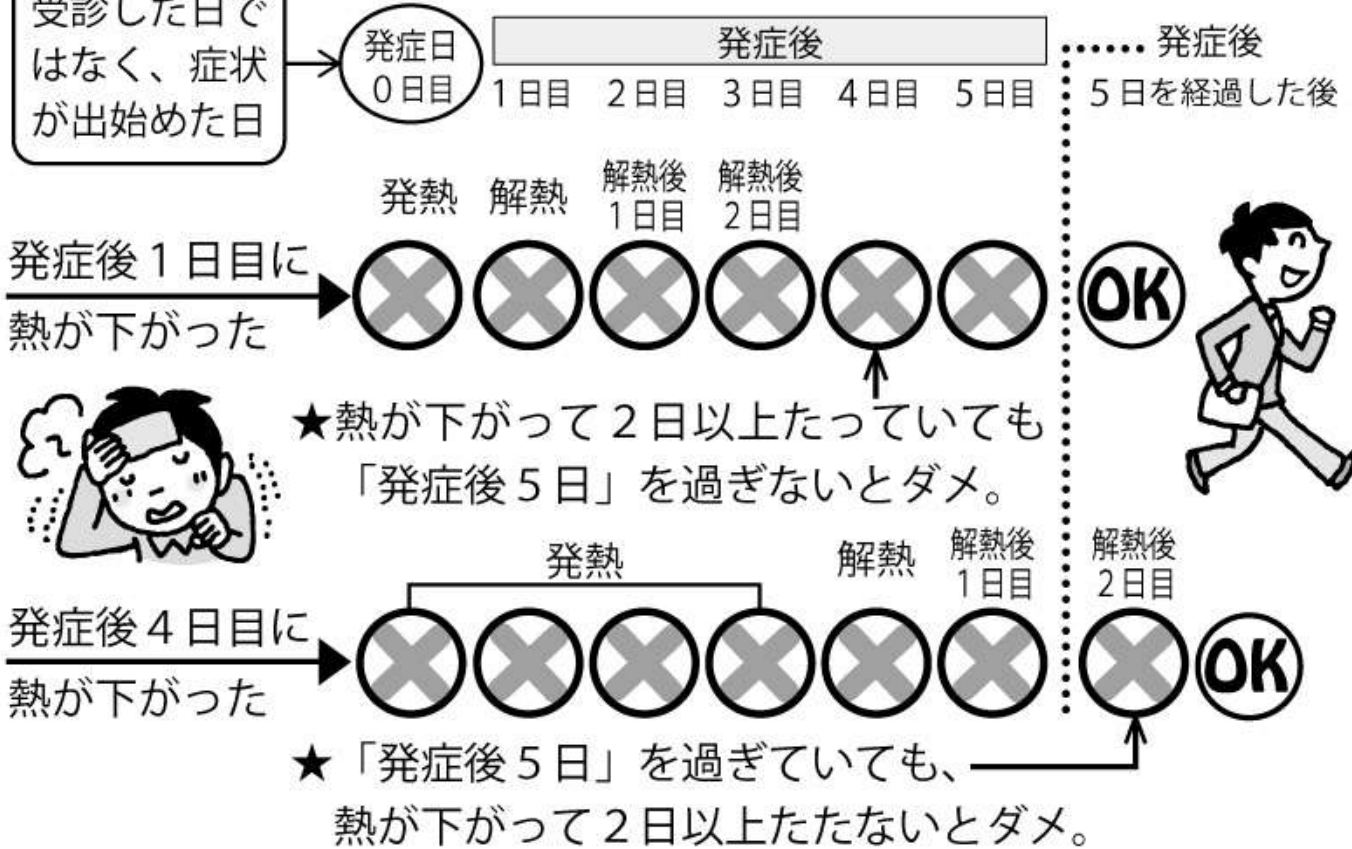
インフルエンザの出席停止期間

インフルエンザと診断された場合の出席停止の期間は、法律*で次のように定められています。

発症した後5日を経過し、かつ、^{げねつ}解熱した後2日（幼児にあっては、3日）を経過するまで

● 実際の例で考えてみると… ●

受診した日ではなく、症状が出始めた日



*学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令（平成24年文部科学省令第11号）

インフルエンザと診断された場合は、欠席扱いにはなりません（出席停止）
病院でインフルエンザと診断を受けた場合には、必ず学校に連絡をしてください。
また、出席停止期間を終えて登校するときには「登校届」を必ず提出してください。
（登校届けの提出がないと出席停止扱いに出来ません。）